

生活文化の基層

—表彰録から見る近代日本女性のライフスタイル—

春 田 国 男

Fundamentals of living culture

—The life-styles of modern Japanese

women in documents of recommendation—

Kunio HARUTA

Since the beginning of the Meiji Era, Japanese Government set the policy of recommendation and emphasized the models of Japanese women's life-styles. They were called Seppu or Teifu and were the same of the past moral of Confucianism.

〈はじめに〉

「生活文化」という語は、現実社会における私たちの生活の有り様を総称する言葉として、すでに馴染みあるものである。しかしその具体的なイメージの提起や枠組の設定を試みるとき、ともすれば私たちは生活文化の内容を限定あるいは狭小に捕らえがちな点は、どうしても否めない。それというのも、衣食住といった人間にとって最も身近な生活の基本要素を始めとして、趣味・娯楽さらにはその時々々の社会の風俗全般に至るまで、現象面・実際面からのみの印象や理解を私たちは先行させ、時宜的なものあるいは皮相的なものとして生活文化へのアプローチを、展開し続けてきたからであろう。が、そうした見方の下では、現代社会の生活文化に対してはもとより、過去の歴史的な人々の生活や彼らが生み出した文化への明確な理解やその本質の認識は、およそ不可能と見なさざるをえない。

そのように考える第一の理由は、日常の瑣々たる行為こそ私たちの「生活」そのものであり、その有り様こそが「文化」であり、それらの集積されたものこそ「歴史」として私たちは考察していかねばならないからである。一つの具体例を上げれば、明治以後の日本の家庭は、「銘々膳」から「卓袱台」（チャブ台）さらには現代の「ダイニング・テーブル」へと食事の場の風景を大きく変化させた。そうした流れこそは、封建制度下の家父長制をそのまま残存させた家族関係から、家庭の団らんを旨とした近代的家族スタイルへの転換を示す光景であり、1950年代以降の高度経済成長によって生まれた現代の核家族状況を端的に表す出来事である。このように食卓の変化一つからも、私たちは近代日本の最も根本的な変化の歴史を読み取ることが可能となり、それと同時に過去の人々との生き生きとした精神的な交流すら、実現が可能となる。こうしたケースは、なにも「食」の分野のみではない。およそ生活文化にかかわる全ての事柄においても同様であり、それらを十分な考察の

対象とすることによって初めて、私たちの豊かな歴史認識が成立すると考えられよう。

第二の理由としては、各時代・各社会の生活文化においては、その時々の方政策的要求が色濃く反映されるものであり、そのような外的かつ恣意的な要素との葛藤の結果に生じるものと見られる点である。そうした状況は、激しい社会変動に見舞われた時代あるいは重大な国家政策の転換が意図された社会において、とりわけ顕著である。本学紀要十三号において筆者が取り上げた「違式註違条例」の時期は、まさしくそのような状況に該当する。王政復古によって生まれた明治新政府は、近代国家の成立を急ぐあまりに、多くの文明開化政策を強引に展開した。そしてそれらが民衆の伝統的な生活文化に抵触するかぎりにおいて、彼らの強い抵抗を生み、時に明治政府は後退を余儀なくされた。しかし、新国家の建設という遠大な彼らの目論見の中で、一見迂遠であり二次的・三次的政策に思われるような、国民の日常的な生活文化変革の施策を政府が性急に導入しようとした点は、生活文化の有り様が如何に国家・社会の存立とかかわり深いものであるかを、彼らが正確に認識していたことを意味しよう。

以上のように考えれば、「生活文化」こそは、現象面において最も直接的にその時代や社会を物語る役割を果たすと同時に、歴史のダイナミズムを私たちに感知させてくれるものといえよう。本稿で取り上げる内容は、そのような生活文化の常に重要な構成部分であり担い手でもあるところの女性たちについて、彼女らのライフスタイルについて、いかにそれらが〈要求〉されたものであったかの検討であり、具体的な史料を通しての検証である。近代から現代に至るまで、家庭・社会における日本女性のあり方は、多くの問題点を内包し、その解決のためには現在においても未だ努力が必要とされる状況が続いている。

ごく概略的に表現するとすれば、明治期における「貞婦・節婦キャンペーン」、大正期における「良妻賢母キャンペーン」、さらに昭和期に入ってから「軍国の妻・母キャンペーン」と、日本

女性は様々な国家的政策の波に洗われた。それらはいずれもそれぞれの時代が必要とした「期待される女性像」である。そしてそれは同時に期待される国民像でもあり、さらに強調するならば、富国強兵策を終始一貫目的として取り続けた日本の指導者層が願う、「期待される臣民像」の姿であったといえよう。

このようなくあるべき国民の姿が、とりわけ女性に向けられた理由は、歴史的に日本の社会体制が男性優位に構成され、女性の存在が国家から家庭に及ぶまで様々な不利益にさらされた事実と、決して無縁ではない。後述するように封建制度下の儒教倫理をそのまま持ち込んだ〈貞婦〉〈節婦〉の像は、開化と伝統とが複雑に交錯・対立した明治においては、為政者にとって極めて好都合な、むしろ積極的に温存すべき女性像であった。それによって、新時代における社会的混乱を出来るかぎり減じ、「生活文化」とは対極に位置する「富国強兵」の国家づくりに、心おきなく邁進することが初めて可能となった。〈良妻賢母〉また同様の論理である。女性たちの個としての目覚め、社会への進出がようやく問題視され始めた大正以後、良妻賢母の唱道は、その流れを再び断ち切るための強力な対女性政策の役割を担った。さらに〈軍国の妻・母〉において、このような政策は頂点に達し、日本女性の最高に賞賛されるべきライフスタイルは、子の母となってやがてはその子を兵士として国に差し出し、遂には戦死の名誉を得ることと喧伝されるまでに至る。

本稿で具体的に検討するのは、このような歴史の流れの内でも、明治期にまず展開された、貞婦あるいは節婦の像である。彼女らの姿は、古代より江戸時代までに残された多くの「孝義録」同様、いくつもの文献の中に留められた。そこからは、前述したごとくの、国家による明らかな女性支配の意図を、無論読み取ることが出来る。が、それと同時に、時を越えて存在し続ける、健康な人間性の発現も散見できよう。そしてそれこそは、現代において豊かな生活文化の開花を模索し続ける私たちにとっても、思考のどこか片隅に置き続けねばならないもので

あろうと、筆者は判断している。

＜第一章＞文明開化と新たな女性政策

一大分県史料を中心に一

名目的にも近代社会がスタートした明治初年において、女性たちの生き方が明らかな方向づけをされるのは、明治8年をその始まりとする。それ以前においても、6年以来全国的に施行された違式註違条例によって女性の断髪が禁止されるなどの個別的な女性政策が登場したものの、女性のライフサイクル全般に及ぶ規制が、明確な法文として国民の前に布告されたのは、その年の7月10日内務省121号達が最初であった。

そこでは、「篤行及ヒ奇特者賞與ノ儀ハ都テ其時々伺ヲ経施行ノ事ニ候處以来左ノ條例ニ照準賞與取計月末ニ取束事由及ヒ金員等詳細内務省ヘ可届出此旨相達候事」という前文に続いて、以下のような表彰規定が定められた。

一 一等賞

金五圓ヨリ不多三圓ヨリ不少

但篤行郡邑ニ秀テ衆人之ヲ稱譽シ又孝子貞婦義僕ノ如キハ凡

二十年以上志操ヲ變セス能ク其道ヲ盡セシ者ノ賞トス（以下略）

一 二等賞

金二圓五十錢ヨリ不多一圓五十錢ヨリ不少

但篤行郷閭ニ顯レ郷黨之ヲ稱譽シ又孝子貞婦義僕ノ如キハ凡

十年以上志操ヲ變セス能ク其道ヲ盡セシ者ノ賞トス（以下略）

一 三等賞

金一圓ヨリ不多五十錢ヨリ不少

但篤行近隣ニ聞ヘ親戚朋友之ヲ稱譽シ又孝子貞婦義僕ノ如キ

ハ凡五年以上志操ヲ變セス能ク其道ヲ盡セシ者ノ賞トス（以下略）

表彰の対象とされた行為は、道路や橋の建設といった地域社会への積極的かつ私的な貢献であり、明治5年徴兵令実施を受けての率先した

応募行為までも含む。さらには父母・舅姑・夫・主家等々に対しての並み並みならぬ忠実な奉仕行為であり、そのような行為がどれほどの期間継続されたかによって各等に分類し、五十銭より五円までの賞金を官より下賜するというのが、この8年条例の趣旨であった。

ところで、その時々々の為政者にとって国民の模範と考えられた行為・行為者を積極的に表彰する国家政策は、もとより明治になって最初に生まれたものではない。例えば本稿の対象であり当条例にも取り上げられた貞婦の表彰は、すでに古代律令にも孝子順孫条として以下のように規定された。

凡孝子。順孫。義夫。節婦。志行聞於国郡者。申太政官奏聞。表其門閭。同籍悉免課役。有精誠通感者。別加優賞。

さらに江戸時代に至ると、全国各藩で孝子・節婦の表彰が盛んに実施された事実は、いまでも各地に残る「孝子碑」「貞女碑」に見ることが出来る。

ではこの8年条例を受けて、具体的にどのような女性の生き方が唱道されたであろうか。ここでは、『大分縣善行美績表彰録』に掲載された女性表彰者の記録によって、検討を進めてみよう。しかしそれに先立って、日本の近代社会をそれこそ余りにも真摯に生き抜いた庶民の姿を、忠実に記録したこの表彰録の概要を紹介する。

全体の構成は6つのパートに分かれ、賞勲局・文部省・内務省による個人及び団体の表彰、明治8年以前さらに8年条例による表彰、後の14年褒章条例による表彰、大分県及び県下郡市の独自の規程による表彰と広範囲に渡り、総計では個人・団体を通して560件もの記録が取められた。時間的には置県から大正4年までの期間であり、明治期全体の大分県下の庶民像をほぼ通観することが出来よう。ところでこのような極めて大部の表彰録が発行された目的については、大正4年当時の大分県知事黒金泰義の叙文が、明確にまた興味深く次のようにその意図を語っている。

「賞して奨め罰して警むるは治國の要道なり

懲罰の法存して勸賞の制備はらすんは安そ衆庶をして人倫の本文を盡し國家に貢献せしむるを得んや」

「古来雋秀偉傑勲功赫々たるものは兒童走卒と雖も亦能く之を識る誰か知らん市井閭里の間衆人の儀範として學ひ易く入り安きもの多きことを」

「青年者は顧みて以て勇奮自ら努め市町村は依て自治の改善に裨補し學校は資りて以て教化の一助と爲し……」

すなわち、政治の要道は法による国民への威嚇と同時にそのあるべき国民像を具体的に提示すること、さらにそのためには偉人英雄ではなくごく一般的な庶民の姿こそ効果的であること、それによって国民教育がスムーズに進行し個人及び地域からの積極的な国家協力体制が実現すると、この地方官は明言した。このような、いわば率直な国民表彰制度への期待は、国民の政治参加がいまだ未成熟な、近代社会としては萌芽の時期の産物であったと見なすことも、私たちは可能である。しかし現在においても、日本社会は明治14年以來の褒章条例をほとんど変わることなく残存させている点を考慮すれば、こうした為政者の国民観は日本の近現代を通じてのものであったともいえよう。

ところで前述したように、この表彰録は明治8年条例を受けての大分県受賞者名とその受賞事由を掲載した。その総数は168名、その内女性は84名と全体の二分の一を占めた。この比率をどのように評価すべきかは、後の14年褒章条例による表彰の記録と比較して後述する。また彼女たちの年齢は、14才の少女から70才台の老女まで幅広く、ほぼ女性のライフサイクル全般を見通すことが出来る選択内容であった。しかしその中心となったのは、30才台、40才台あるいは50才台の、「嫁」であり、「妻」であり、さらに「母」でもあるといった、女性としては最も多くの重責を担った女性らの軌跡である。その生活は、一人の例外もなく苛酷なものであり、運命のいたずらとさえ思えるほどの悲劇に彼女たちは多く直面した。婚家での経済苦、舅姑あ

るいは夫の不治の病い、または夫の無頼・蒸発と次々と困難が彼女たちを見舞う。が、いずれもそれに敢然と立ち向かって屈することなく、彼女らは子を立派に育て、地域共同体の一員としての行為も怠ることは決してない。否、それどころか寄金・献金には率先して応じ、国民としての義務を立派に果たした。

まず、具体的にその表彰理由を記した「事歴」の最初には、彼女らの賞すべき性格を表現した、多くの様々な言葉が登場する。「稟賦淳良」、「資性貞順」、「天性貞順」、「天賦温厚」、「性質温順」、「天資従順」、「性質淳朴」、「賦性謹慎温和」等々がそれである。しかしそのような、本来幸せであるべきはずの彼女たちを、まるで試すかのように結婚の最初から不幸が訪れる。事歴には、彼女らの伴侶となった夫の、不治の病気に犯される姿が次々に記される。

「(夫) 庄三郎重病ヲ患ヒ多方治療ヲ盡スト雖モ醫藥効ヲ奏セス遂ニ廢疾」(大野村・平原カツのケース)、「(夫) 源九郎重病ニ罹リ醫療ヲ盡スト雖モ其驗ナク其ノ年十月ヨリ起臥モ事由ナラス」(柏原村・兒玉ハツエのケース)、「夫永二郎難病ニ罹リ生業モ營ミ得サル」(志村・志村ムラのケース)、「夫駒太郎亦タ心疾ヲ發シ家事ヲ治理スル能ハス」(絲永村・藤原ツタのケース)、「(夫) 重病ヲ患ヒ頗ル難症起臥自ラ爲ス能ハス」(波多方村・西垣ケイのケース)、「(夫) 終ニ明ヲ失シ加フルニ餘症ヲ發シ進退亦自由ナラス」(寒田村・佐藤ツマのケース) ……。

そうした病いによる不幸は、以上のような、なにも夫ばかりではない。むしろそれ以上の確率で、夫の両親すなわち舅姑の重病となって彼女たちの前に出現する。「(舅) 中風ヲ患ヒ全身不隨難症ナルヲ」(大分町・三重野ミツのケース)、「舅辰三八全身不隨ノ病患ニ罹リ起臥モ自由ナラサル」(宇田枝村・高山トりのケース)、「姑中風ヲ病ミ手足不隨ナルニ……加之舅眼疾ニ罹リ」(小城村・一丸サキのケース)、「舅姑亦老テ廢疾タリ共に起臥モ自由ナラス」(下山村・佐藤シンのケース)、「(舅) 泰兵衛十年前ヨリ風疾ニ罹リ肢体不仁」(三宅村・菊地カツノのケース) 等々、いずれの頁を開いても、義父母の大

病にひとり直面した「嫁」の姿が浮かび上がる。

では、このような夫・舅姑の病気に彼女たちはどのように対応したかといえ、それはそれぞれの「事歴」の最も白眉の部分として人々に詳細に知らされる。

- ①「晝夜病床ニ侍シ心ヲ傾ケテ看護ス飲食薬餌ヨリ汚穢ノ衣食澀濯ニ至ルマテ注意至ラサル所ナシ母嗜好ノ物ヲ欲スルヤ深夜ト雖モ街市ヲ奔走シ必其需ニ應ス或ハ母ノ睡眠スルヲ窺ヒ神祠ニ詣テ祈請スル」(竹田村・岩瀬タツ)
- ②「夫常ニ同區鐵輪村温泉へ湯治センコトヲ念願スルヤソヨハ時々夫ヲ背ニ負ヒ一里未滿ノ道程ヲ往復スルコト百日餘ニ及フ或ハ湯場ニ滞在セシメ毎日ノ三食ヲ送致シ葉療等懇切ニ與ヘ傍ラ耕作ヲ営ミ……」(鶴見村・浅浦ソヨ)
- ③「(夫) 惣三郎ヲ負ヒ山ニ入り薪ヲ采リ賣テ以テ薬價ヲ辨シ三餐ノ資ニ充ツ且ツ惣三郎ノ酒ヲ嗜ムヲ以テ口ニ之ヲ侷ウ」(守江村・本多イフ)
- ④「傭仕ノ暇アル毎ニ家ニ歸リテ病夫ヲ訪ヒ出ルトキハ長女ニ令シテ病苦ヲ慰セシム夜中人定マルニ至レハ往復四里ヲ距ル速見郡杵築村ニ往テ海潮ヲ汲ミ神社ニ賽シテ夫ノ快復ヲ祈リ未タ嘗テ怠ラス」(永松村・尾崎ミツ)
- ⑤「病中ノ看護容易ナラス懇切ヲ盡シ毎夜衣帯ヲ解カス睡眠ニ時間ヲ出テス其際キヨ口中ノ病アリテ飲食聊モ通セサレトモ少シモ不厭看護怠リナク……」(宇田枝村・堀キヨ)
- ⑥「病父ヲ遇スルニ益々丁寧ヲ盡シ常ニ父ノ勸心ヲ得ルヲ以テ樂トナス……朝夕ノ起居ヨリ便所通ヒニ至ル迄日々五度七度之ヲ抱ヘ之レヲ擁キ浴湯亦時々之ヲ行フモ決シテ手荒ラキ事ヲ爲サス且病父ノ被服夜具ハ殊ニ注意ヲ加ヘ度々之カ洗濯ヲ爲ス等是皆家業ノ餘暇ヲ以テ之ヲ爲ス所ト云フ」(平井村・大鶴キミ)
- ⑦「今ヲ距十八年前夫義佐中風症ヲ發シ身體痲痺復タ自由ヲ得スコト一意ニ事ヘ或

ハ扶掖伴行シテ演劇ヲ縦覽シ或ハ人ヲ傭テ車ニ乗セ己レ之ニ随ヒ舊城郭ヲ逍遙シ以テ無聊ヲ慰ム一日義佐コトニ語テ曰ク余讚州金刀比羅祠ニ賽セント欲スル茲ニ年アリ不幸病ニ罹リ果サス以テ遺憾トナスコト慨然速ニ旅装ヲ理シ親族ノ壯者ニ囑シ扶持看護海ニ航シ之ニ詣テ其素願ヲ遂シムル」(杵築村・一丸コト)

夫あるいは舅姑たちのもはや回復の当てのない病気に対しての、彼女たちの献身的な看護は感動的である。が、それにもましてそうした努力が5年から20年前後にも渡って継続され彼女らの日常と化した事実には、驚きを覚えるほかない。

このように全身全霊で夫や義父母につかえ婚家を支え続ける「妻」「嫁」たちに、また異なった苦勞が襲いかかる姿を、この表彰録は記し続ける。時として彼女たちの夫は、放蕩者であり、無頼者であり、家計の担い手としては決してあり得ない存在である。例えば大内村・吉成ツナの場合は、次のように彼女の夫の様子が記録される。

「無職無頼ノ徒ニシテ家事ヲ不顧宿ニ在ルコト稀ニシテ偶歸宿スルトキハ家財ヲ賣却スルノミナラス、ツナノ日雇稼ヲナシ些ノ賃錢ヲ貯ヘ飯料ニ充タルモノヲ取出シ酒色ニ徒費スルコト度々ニシテ家財ハ勿論小供ノ衣替等ニ至ル迄悉ク賣却シ貧困究リ洩洒ノ蓄ナキニ至ル」

しかしそれでも、ツナはいささかの恨み事も発することなく、かえって舅姑を慰め、ひたすら夫の改心を願って生活を続ける。が、こうした献身も空しく、やがて夫は「脱走行衛不明」となる。ツナの「事歴」は、このような不幸にも屈することなく、「猶晝夜家業ヲ不怠兩親ニ孝ヲ盡シ貞節ヲ守リ一家和合シテ他評ヲ受ルコトナシ」と、その後の彼女の生き方を絶賛する言葉で締めくくる。

夫あるいは舅姑の絶望的な病気、さらには夫の放蕩・蒸発と、彼女たちの不幸は数限りなく生起する。この表彰録は、そうした不幸のハー

ドルを嫁・妻としての彼女たちが乗り越えていく姿を、＜善行＞＜美績＞として紹介するものである。その意図が最も効果的に示されるのは、時として彼女らも運命の選択を迫られ、新たな生活を選ぶか、それともそれまで以上の忍従に甘んじるかを決定せざるを得なくなった場面である。例えば、竹田町・野上ヨシのケースにおいては、死期を迎えた夫は妻を離別して再婚させようとする。同じように柏原村・兒玉ハツエの場合も、夫は「妻未タ壮年ナルヲ以テ離別シ他ニ再嫁セン事を勸メ」る。あるいはまた、野原村・安倍セイのケースでは、「予不幸此ノ疾ニ罹ル到底全治ノ日ナカラシ汝年尚壮今ニ及ヒ後日ノ計ヲ爲サスハ恐クハ終身ヲ誤ラン請意ヲ決セヨ還タ恨ミス」と夫が誠心誠意を以て妻セイを説得、さらに「實父母亦切ニ離婚ヲ勸メ或ハ喝スニ従ハサレハ親子ノ縁ヲ絶タント迫ル」に至った。

夫や周囲の人間たちのこうした助言や勧めの言葉は、極めて人間的であり、表彰録をひもとく者にとっては唯一心のなごむ場面でもある。妻や嫁としての彼女たちの忍従の生活は、すでに極限にも達しており、そのことはもはや誰の眼にも明らかである。明治以前の、儒教道徳が最も精力的に唱道された江戸時代の女訓書は、「嫁入りするを帰るといふ事、古き文に見えたり」「夫の為に命をも捨つるは世の習なり。夫は我家の君なれば、我身より重きを知ればなり、是を知りて我親より夫の親を厚くしたしみ睦理なり」と、＜婦道＞の心得を厳しく説いた。しかし現実の庶民生活にあつては、そのような拘束は時に一蹴され、人々は実際的な幸福観に基づいて行動の選択を行った点は、この表彰録が図らずも書きつけた、上述の言葉の数々からも推察できる。

だがそれでも、彼女たちは決して夫を見捨てることもなく、婚家を去ることもない。「一旦人ノ妻トナリシ上ハ縦令實家トハ斷縁トナルトモ夫ハ棄ツルニ忍ヒス」(志村ムラ)、「病夫ヲ捨テ去ル婦ニ非ス冷熱ニ因テ去就ヲ決ス人ニ非ス」(大野村・平原カツ)と、それまで以上の忍従の道を彼女たちが積極的に選択したと、「事歴」

の筆者は記録した。もとよりこのような決意や行動こそが、明治8年条例がわざわざ各等に分けて表彰した「節婦」の本領であり、たとえ文明開化の世となつても、国家が期待する女性のライフスタイルであつた。そしてそれは、古代律令の時代より常に喧伝され続けてきた＜節婦像＞＜貞婦像＞と、何ひとつ変わることはないものであつたと断定できよう。

『大分県善行美績表彰録』中の、明治8年条例による表彰部のほぼ最後に登場した大内村・吉成ツナの事歴は、彼女の数々の辛苦の生活を紹介した後に、その最後の文章を「諸上納及教育費等ニ至ルマテ怠納ナシタル事ナク」と結んだ。ここにもまた、明治の節婦たちが、節婦たらんためには「捨テ去ル」ことのできなかった条件が、明らかに読み取れる。その条件がさらに幾倍にも強化され、庶民女性としての模範的な生き方の中にも、＜臣民＞としての道が強制されていく時代が、いよいよ出現する。

＜第二章＞明治女性像の完成

近代社会とはおよそ対極の位置に立つ節婦・貞婦像が、日本女性の模範として示されてから6年後、明治14年12月7日、新たな国民表彰法規が布告された。「褒章條例」という、もはや近代的な呼称を有したその法規の第一条には、以下のような三種の表彰規定が定められた。

第一條 凡ソ自己ノ危難ヲ顧ミス人命ヲ救助セシ者又ハ徳行卓絶ナル者孝子順孫節婦義僕ノ類又ハ公衆ノ利益ヲ興シ成績著明ナル者疏河築堤修路墾田ノ業或ハ貧院學校設立ノ類ヲ云フヲ表彰章スル為左ノ三種ノ褒章ヲ定ム

紅綬褒章

右自己ノ危難ヲ顧ミス人命ヲ救助セシ者ニ賜フモノトス

緑綬褒章

右徳行卓絶ナル者ニ賜フモノトス

藍綬褒章

右公衆ノ利益ヲ興シ成績著明ナル者ニ賜フモノトス

明治8年のそれが「篤行」および「孝子貞婦義僕」を対象としたのに対し、この14年法はより具体的に行為を明示することによって、その表彰幅を一段と拡大するものであった。とりわけ「德行卓絶ナル者」の中に「順孫」がつけ加えられた点は、古代律令の孝子順孫条にもどった感があり、時代の進展とは裏腹な、むしろ復古の響きさえ漂わせるものである。が、しかし、この褒章条例はその後明治23年4月30日改正、明治27年1月4日改正、大正7年9月18日改正と三度の手直しを経た後に、やがて昭和30年1月22日政令第七号として登場することになるが、その間この「孝行順孫節婦義僕ノ類」という表現は遂に変わることはなかった。従って明治14年条例が描いた、最も基本的であり、最も模範的な国民像は、百十数年を経て生き続け、今なお法律として私たちのライフスタイルを律し続けていると言えよう。

前章で検討した『大分県善行美績録』は、明治16年10月27日の萩原村・園田クニに始まり大正3年1月4日の南安岐村・木田セキに至るまでの、総計にして43名の14年条例による表彰者を掲載した。その内女性の表彰は29名であり、比率にして約67パーセントに達した。それ以前の8年条例においては、女性の割合が50パーセントであったのと比較して、著しい伸びであったといえよう。この間、日本社会においては明治27・28年の日清戦争、37・38年の日露戦争と二度の戦役を経験、「富国強兵」政策が国民生活の隅々にまで浸透した激動の時代であった。言い換えればそれは、生活文化のあらゆる面において、国家意識・国民意識の発揚が否応なく要求されるようになった時代であり、女性の生き方においても、また新たな犠牲的精神の発露が叫ばれる時代の出現であった。上述29名の大分県女性の中にも、群馬県富岡製糸場の伝習工女として派遣された杵築町・小澤カツのケース、あるいはまた、日露戦争の際に金網を製造販売してその取得金を献納した田原村・後藤カヲル、廣瀬チサトのケースなどが見られ、彼女らは「工女ノ模範」であり、また「洵ニ殊勝ノ心掛」と

して賞賛された。

とはいえ、この大分県史料を見るかぎり、彼女たちの節婦貞婦ぶりはほとんど変わることはない。舅姑の不治の病いあるいは夫の重病に直面しても、周到な看護を怠ることは決してなく、また「貞操」に動揺を来すことなく、ひたすら献身の生活が十年二十年と続けられる。例えば、沓掛村・河野スエの事歴には、「大病ニ臥シ屎尿サヘ自由ナラ」ない病姑を彼女が抱えていることがまず読者に報じられる。その上、夫は「性放逸懶惰ニシテ大酒ノ癖」があり、その為一家の暮らしは「朝夕炊煙ノ費ニ乏シ」いまでになった。しかも夫には酒乱の気があり、時に妻に対して「無條理ニ打擲スル」に及ぶ。が、妻スエの夫に対する態度は以下の如くであったと事歴は伝える。

「少シモ怨望ノ色ナク酔ノ醒ルヲ待チ慇懃ニ謝辞ヲ演フ夫怒ツテ離縁ヲナサントスル事アレハ即チ曰ク老母疾病アリ其平癒マテ孝養ヲ盡サシメトテ諄々陳謝ス」

たとえ夫の暴力にあっても抵抗することなく、ただ嵐の過ぎ去るのを待ち、酔いが治まった夫に向かってはかえって感謝の言葉さえ口にする。このような妻スエの献身には、さすがに彼女の夫も「自ラ婦ノ誠道ニ薰化セラレ漸ク善良ニ向ヒツ、アリ」と記された。このような夫に対する絶対的な忍従の賛美は、すでに室町時代の女訓書『女實語教』において、「夫はたとへば君の如し、女は猶従者の如し。父母には朝夕に孝を盡し、舅姑には恭しくつかふまつれ。夫婦争ひいかること勿れ、理をまげて夫に従へ」と説かれ、さらには「夫を恭ひ仕ふまつらば、夫また我を恵み給ふべし」とも、「夫に随はざる女をば、早く里へ帰すべし」とも教えられ、「心に任せて頑なるは、野等猫の人に従はざるが如し」ともたとえられたものである。それと同時に、この河野スエの、夫からの離縁の言葉に従わなかった理由に、姑の病気が強調された点は注目すべきであろう。同じ『女實語教』にも、「嫁として孝の心なくば、鳥獸に異ならず」と書かれ、「鄭義宗が妻は白刃を冒して身を以て姑を蔽へり。聞氏の女は孝の志深く、姑の兩眼を

ねぶりにて治す。張氏が妻は若くして孀となり、貧く營みて姑を養ふ。顧徳謙が妻は姑に孝を盡し、忽ち雷公の難を遁る」と様々に中国節婦の例を引いて、舅姑への犠牲的な献身を女性たちにさとした。もとより善行録の多くの女性たちが、たとえ夫が無頼放蕩であり蒸発にさえ至ろうとも、決して婚家を去ることなしに舅姑を支えて生きる姿は、前章でも取り上げたとおりである。しかしスエのケースのように、はっきりとした言葉となって賛美された点は、一度嫁となって舅姑に仕えた以上、彼らへの「孝」こそが最も根本的な規範であると、もはや明治中期を迎えようとしている日本社会においても、改めて強調されたものと見ざるを得ない。

同様の事例は、14年条例表彰部の最後に記載された、南安岐村・木田セキの場合においてさらに顕著である。セキ28歳の当時、夫は蒸発して彼女は子・病姑とともに取り残される。困苦の生活の中、やがて姑は死亡、ようやく育て上げた息子は師団歩兵として軍隊に入営する。明治35年、日露戦争を前に清国天津警備隊として派遣されたその息子も、翌36年に死亡した。その葬儀当日、蒸発先の地で新たな家族さえ設けていた夫が突然に帰郷。妻セキにとっては、すでに夫の負債で財産差し押さえの処分を受けていた上に、「内縁ノ情婦及其所生児三人」を伴っての夫の帰郷であった。が、そうした非情の夫に対しても、セキは「怨差不平ノ色ナク之ヲ款待」。それどころか、その夫らとともに他地に移り住んでの生活を開始するが、息子の死による国からの弔慰金はすべて夫の意のままであった。やがて夫は死亡、すでにかつての夫の実家のあった土地近くに一人もどっていた彼女は、夫の葬儀すべてを執り行うとともに、その情婦の子供たちを自分の庶子として引き受けることさえ申し出る。その後のセキは、「自身ノ代ニ當リ財産ヲ傾ケ家政ヲ紊乱セシハ祖先ニ對シテ面目ナシ如何ニモシテ一家ノ再興ヲ謀ラン」と全力を傾け、夫の負債のために一度は手放した婚家の土地を、彼女は遂に取り戻すことができた。二ページにも渡って記載された、彼女のこの長い人生記録は、次のような言葉で締めくくられ

る。

「セキカ夫ニ捨テラレタルハ二十八歳ノ時ニシテ而モ品行方正三十年間ノ久シキ終始一日ノ如ク家ヲ守リ業ニ勉メ一子ヲ養育シテ軍務ニ従事セシメ加之私情ニ蹈ミ迷ヒタル夫ニ對シ又其情婦ニ對シ一モ風波ヲ起サス疾聲ヲ發セサルハ洵ニ婦女ノ模範トスルニ足ルヘシ」

木田セキにとっての生涯の「家」は、彼女が嫁として初めて入った夫の家そのものであった。それこそは、「嫁入りするを帰るといふ」と教えた江戸期の女訓書そのままの忠実な生き方である。『大分県善行美績録』と同じ大正4年に発行され、節婦・貞婦のみを取り上げて編集された『大分縣婦女善行録』にも、この木田セキは登場した。そこにはほぼ同様に彼女の生涯がつづられたが、美績録にはない、以下のような彼女のその後が報告されている。

「多年奮勵の結果、今や僅かばかりの財産も出来、親戚より養子を迎へて心裕かに餘生を送り、村民は良媪として之を仰ぎ、兒童等もなつき居れりとぞ」

が、しかし8年条例による表彰とは異なって、14年条例布告以後にどのような新しい節婦像を国家が期待したかは、その「婦女善行録」に見て取ることができる。同じ木田セキの事歴には、「一子をして身を軍国に捧げしむ。實に天晴なる婦女の模範なり」と、この不運な女性にとって恐らく唯一の生き甲斐であったろう息子の戦死が、とりわけ強調して記録された。舅姑・夫へのひたすらな献身がそれまでの節婦・貞婦の必要条件であったのに加え、そこには明らかに、「国」への奉仕・献身が強調され、それによって最も完成された節婦像が出現するとの印象を一般国民に与えるべく工夫された。

このような変化を具体的に考察するには、『大分縣善行美績録』あるいは『大分縣婦女善行録』といったこれまでの県レベルの表彰録とはちがって、広く国民向けにまとめられた表彰録を検討しなければならない。明治35年7月、『明治國民龜鑑』なる大部の出版物が内務大臣官房より

発行され、そこには14年褒章条例以後明治35年に至るまでの、藍綬・紅綬・緑綬それぞれの全国に渡る表彰者が、総計359名記載された。叙述の形式は、『大分縣善行美績録』とは異なり、全て平易な平仮名まじりの文体であり、広く国民が日常的に親しく手に取って読めるように工夫された政府出版物である。表題となった「龜鑑」とは、模範・手本の意であり、明治期を通しての〈あるべき国民像〉を強調した、明治政府による表彰政策の集大成であった。その「序」には、県表彰録と同様の趣旨が述べられたが、その最後に「其懿徳卓行ノ以テ世人ヲ風動シ國家ノ治化ヲ裨補スルヤ亦尠少ニ非サルナリ」と明確に、そうした国家政策としての意図が喧伝された。

その内、〈孝忠貞節〉の緑綬褒章の対象者は113名であり、女性はその中で24名を占める。この書に詳細に渡って記録された女性24名の生涯は、大分県のケースと同様、ほぼ一様である。そこには夫の不治の病気もあれば、放蕩・無頼も登場する。医学・医術からも見放された舅姑の難病は必然の如くに彼女たちを襲い、さらには夫の兄弟姉妹たちの不幸さえ彼女らは背負う破目となる。しかしそうしたいずれの困難にも、献身と忍従の美德は消えることがない。家計の窮迫がどれほど増そうとも、妻・嫁としての彼女たちの奉仕の生活は10年、20年と継続されていく。たとえ見るに見兼ねた生家や周囲の者たちの説得に対しても、「夫死してもなほ姑あり。妾姑につかへずして、また誰にか事へん」(滋賀県・塚本みさ)、「今後夫を迎へなば、生計は助くべしとも、貞道に戻るのみならず、後夫若し心よからぬもの来たりて、姑の意に叶はざることありては、孝養をつくす事も叶はず」(岡山県・森岡須恵)と、婚家におけるひたすらな辛苦の道を選択する。

こうしたライフスタイルへの絶賛の言葉は、この「國民龜鑑」のいたるところに見られる。「あはれ、十餘年の久しき、弱なる一女子の身を以て、外は租税より、内は醫薬に至るまで、獨力にて之を辨し、孝養をつくすこと一日の如きは、まことに婦女の龜鑑といふべし」(山梨県・浅井こふ)

「國に忠、親に孝、夫に貞、子に愛、人に信、以てよく家を治め、和を取る、また世にあり難き家庭の花とも實とも云ふべく」(新潟県・駒形とく)

「清潔廉直、忠に、且つ節操堅くして、四十八年の久しき終始ただ渝らざる」(三重県・樋口ゆき)

「ただ至孝貞操、夫が病を介抱する十五年、姑を看護する八年、前後廿餘年の星霜、始終一日の如きに、隣里皆之を賞し、皆感泣せざるはなかりしとぞ」(山形県・竹岡ヤサ)

が、この「國民龜鑑」のなによりの特色と見られる点は、上述のような、いわば個人的レベルの徳行を賛美すると同時に、この時期すでに富国強兵政策を邁進し始めた国家政策への献身と奉仕を、庶民女性たちの生き方としてまた強く求めた点であろう。富山県新井郡西大森村の森井きよは、「天性孝貞のものにて、篤行一すぢに夫にかしづき、姑につかへ」るが、やがて姑は失明、彼女は「いたく之を悲しみ、一層精神をこらして之につかへ、晝夜側を離れず、杖に代りて手を採り、或は抱き、其行かむと云ふ所に伴ひ、親戚の家或は寺院等母の行かむと思ふ所をはやくも推察すれば……姑を背負ひて如何なる遠所にも伴ひ、つゆ労苦の色を見せ」ないといった生活を姑の死の日まで続ける。しかし彼女の表彰理由は義母への孝養それのみではない。きよの次男はやがて徴兵適齢に達し、合格となって入隊。きよ夫婦は、「卑しき夫妻の間に擧げたる子が、國家の御用に立つは、生々世々に有りがたき事なりとて泣きてよるこ」んだと、「龜鑑」の作者は記録した。またそれによって、「心なき村里の父兄等もいたく感稱し、一郡擧り稱し、遂に縣廳に達せしかば、縣また之を官に奏し」たと報じる。

新潟県南魚沼郡三用村の駒形とくのケースは、更に明瞭に、そうした国家表彰の狙いを示したものである。結婚以前から、すでに彼女の不幸はだれもが予見するが、とくは「かたく義を守り、父母が教のままに圧吉に嫁」いでいく。その後の彼女は短気な夫とともに懸命に働くか

たわら、身体不随の姑と中風症によって半身不随のままの舅にひたすら献身、その上に夫の兄家族の世話にまで心をくたく。舅姑さらには夫の死の後には、「堅く貞操を守り心に思ふよう、世の中に寡婦の貞操を全くせざるものあるは、夫死して後、心をゆるむるによればなりとて、日に三省して身を守り、毎夜寝につく時は、必ず亡夫が寝所に向て拜禮して後に伏」すようになった。やがて夫との間にもうけた次男さらに三男も成長して兵役に出るが、その時の様子は次のような、いかにも高調したタッチで読者に知らされる。

「二子良吉の兵役に丁りて途につくや、とく女は村はづれまで送り行き、傍の人に語るやう、我は家貧困の中に、六男をあげたり。亡夫死に臨みて、三兒の事を以て、深く我に遺囑せり。今六人の兒ながら幸に健にして、良吉は兵役に就きぬ。夫が我に遺囑せしものほぼ其任を全くせり。若し地下に良人に見えば、先づ之を以て告げんとて、よろこびの色面に溢れたりとぞ。後良吉砲兵曹長に任ぜられ、三男利作又兵役につきぬ。とく女、女ながらも、義勇奉公の念ふかく、つねに六兒を戒めて忠君愛国を以て男子の本分となさしめ、良吉が兵役に就くや、其内に妻子を顧みるの念あらん事を慮り、深く彼れの妻子をかへりみて、良吉をして安んじて職に精勵ならしめぬ。又日清の戦起るや、とく女は衆に先ちて、金一圓を献げんと願ひ出づ、之れより毎夜己れの定課を終りて後、藁を打ち、縄を縋ひ、之れを賣りて金を調べ、承認を受くと共に之を納めたりと云ふ。其義心大方此の如し。」

駒形とくの生涯の事績を概括した最後の文章には、「實にとく女、國に忠、親に孝、夫に貞、子に愛、人に信……」と、その徳行・善行の筆頭に国家への忠義の思いが掲げられた。これこそが、「國家ノ治化ヲ裨補スル」(『國民龜鑑』序)役割が、いまや具体的に、現実の女性の生き方として求められ始めた証左であったといえよう。

<おわりに>

昭和60年、東京都下のある都市において、筆者の指導していた自分史講座に一編の作品が寄せられた。「安らかですか」と題されたそれは、大正12年生まれの時62歳の女性が、太平洋戦争下の日本庶民の生活を淡々とつづったものである。しかしそこには、一人息子を出征兵士として送り出す、彼女の和裁の先生の姿が、次のように印象深く記述されていた。

「出征兵士といっても、未だ大学生でしたが、当時の若い男性は、心構えが違うというか、皆、一様に立派だったと思います。時間となり、大勢の人の『バンザイ!!』の声を、首を下げて聞いてから、堂々と挨拶をして行列の先頭に立って家を離れて行きました。まず町の鎮守様である八坂神社に詣で、武運長久、必勝祈願をしてから、改めて駅に向かうのがしきたりでした。そのお宅は、八坂神社と駅の間の中間にありましたから、もう一度、我が家の前を通るわけです。我が子がいいよ家を出る時、母なる人は、外で見送りませんでした。やがて、約三十分後、家の前に待ちかまえている人達の『来た!!来た!!』とのどよめきにも、母なる人は忙しげに立ち働いていました。でもやはり、こらえきれなくなったのでしょう、つと立ち上がり、爪先立ちして、人々の頭ごしに、我が子の姿を求めました。息子さんは真直に前方を向いて通り過ぎていきました。母なる人の青白い顔に血がのぼり、涙を必死に耐えながら、白い割烹着の裾をにぎりしめ、足早に倉の中へ入って行かれました。厚い扉を内側から閉じた後、そのお心をお察しして、誰も倉に近づく者はありませんでした。やがて、日ならずして、私の兄も征きました。私の母もまた、同じでした。なぜか、当時の母や妻は、見送らないのが普通でした。……」

この後に続けて、当時10代であった作者は、「軍国の母、妻という名を着せられ、二度と生きて会えぬかも知れぬ我が子、我が夫を駅に送

る事はもとより、門口に出て見送ることすら控えることを美德とした事」に憤りを覚え、やがて出征していく自分の兄に向かっては、「帰って来て!!必ず帰って来て!!死んでは駄目!!」と必死に頼み込んだと、その辛かった日々を回顧した。

国家体制・社会制度の日本の近代化とは裏腹に、女性のライフスタイルにおいてはそれ以前の封建制下そのままの生き方を強いた経緯は、一・二章で見たとおりである。生活や人生の喜びを全て「家」への献身に還元することで、多くの女性たちは生涯の時間をすごした。もとよりその中であっても、より人間的な、より納得の行く、幸福な時や機会の存在したことは疑いない。しかしそれらには一切考慮を払わない形で、国家は日本女性としての模範的な生き方を定め、表彰政策としてそれを唱道した。節婦・貞婦から良妻賢母を経て、やがて軍国の妻・母に至るその道筋には、「國家ノ治化ヲ裨補スル」(『國民龜鑑』序)目的が厳然として存在し、ついにはそれが正面から要求される時代が到来したことを、上述の自分史は物語っている。

この小論では、主として地方史料を取り上げ、明治期における節婦・貞婦の姿を検討し、それが昭和戦時社会の女性の姿につながることを述べた。しかしこの間の日本社会は、都市化の進行に合わせて、「良妻賢母」という、また新たな

女性像を現出させる。そこでは、もはや倫理や道徳のレベルを越えた、<教育>としての女性の生き方が設定され、多くのシステムが具体的に案出されて、より広範に女性たちのライフスタイルを限定するようになる。その詳しい検討と分析は、次稿に譲る。

<原史料及び参考文献>

- 1) 大分縣知事官房編『大分縣善行美績表彰録』1915
 - 2) 大分縣立大分高等女學校校友會編『大分縣婦女善行録』1915
 - 3) 大町芳衛編『明治國民龜鑑』内務大臣官房発行 1902
 - 4) 女性史総合研究会編『日本女性史』第4巻近代 東京大学出版会1982
 - 5) 女性史総合研究会編『日本女性生活史』第4巻近代 東京大学出版会 1990
 - 6) 脇田晴子他編『日本女性史』吉川弘文館 1987
 - 7) 布施晶子『結婚と家族』(岩波市民大学・人間の歴史を考える) 岩波書店 1993
 - 8) 川島武宜『イデオロギーとしての家族制度』岩波書店 1957
 - 9) 菅原征子『節婦孝子の表彰と庶民の女性像』歴史評論517号 1993
 - 10) 『語りつぐ草の根の証言』昭島市高齢者教室文集「ほた火」十年のあゆみ 1989
- 他多数